

## 平成30年度 第3回「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」会議録

日 時：平成30年10月25日（木）午後2時～3時30分

場 所：市役所3階 庁議室

出席者：

中島芳昭、松本城洲夫、伊東寛光、浮穴正博、西野哉行、山口純弘、  
田村賢一、大山口公治、渡邊ヒロミ、田畑耕作、鶴岡弘美、金和子  
(欠席委員) 辰巳真司、木下佳信、道籟洋子

(事務局)

嘉田（市民人権部部長）、山本（人権政策課長）、笹野（人権政策課課長代理兼人権政策係長）、  
古門（人権政策係）  
オブザーバー 平岡直子（株式会社オフィス・オルタナティブ）

(傍聴者) なし

会議次第：

「第2次富田林市人権行政推進基本計画」の策定について

議事案件

・「第2次富田林市人権行政推進基本計画」（素案）について

◎開会

事務局：ただ今より、平成30年度 第3回「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。委員のみなさまにおかれましては、前回は引き続きまして、大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

まず、本日の審議会は過半数の委員のご出席をいただいておりますことをご報告させていただきます。次に、会議の傍聴者につきましては、現在のところ申し出はございません。

本日は、次期基本計画の策定に向けた第3回目ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行を、中島会長、よろしくお願いいたします。

◎議事

中島会長：みなさま、こんにちは。本日も、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日は、第3回目の審議会になります。前回の審議会では、次期基本計画の素案の中身について審議をいたしました。本日は、前回の審議会において委員のみなさまからいただいたご意見を踏まえ、事務局で素案の再検討をしていただきましたので、これについて審議を行いたいと思います。限られた時間ではございますが、委員のみなさま

から忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

なお、委員のみなさまには、事前に資料を配付させていただきましたが、本日お持ちいただいておりますでしょうか。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： ご説明をさせていただきます。前回の審議会でいただきましたご意見につきましては、できる限り反映をさせていただきました。また、事務局のほうでも、重複して記述している箇所については削除を行い、言い回しについてもできる限り分かりやすい表現になるように修正を加えました。各項目の趣旨や意図に関しましては、変更はしておりませんので、追加で記載した箇所、または主な修正点についてのみ、ご説明をさせていただきます。主な修正箇所は下線で示していますのでご確認いただきたいと思います。

1ページの「はじめに」では、前回の審議会でのご意見を踏まえ、人権に関する大きな流れとして、SDGs について記載しました。これにつきましては、4ページの「1 国際的な動き」の中でも記載しております。

2ページの「第1章 計画策定にあたって」の「1 計画策定の背景と趣旨」では、主語を明確にしたことと、社会的排除の傾向があるものとして「性的マイノリティ」を追加で記載いたしました。

3ページの「4 計画の位置づけ」では、市全体の中での本計画の位置づけも示す必要があると思っておりますので、富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画との関連を新たに示し、富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画に寄与する計画として位置づけを行いました。

4ページの「第2章 人権を取り巻く情勢」の「1 国際的な動き」では、1ページの「はじめに」のところで申しましたように、SDGs について少し内容的なことに触れて記載しております。

6ページからの「第3章 本市における人権に関する現状と課題」では、7ページからの市民意識調査結果の記載の仕方を変更いたしました。まず、市民意識調査結果は本市の現状と課題を示しているため、タイトルを「2 市民意識調査結果からみた現状と課題」にしました。また、「(1) 調査の概要」につきましては、「③回収状況」としまして、性別ごとに配布数、回収数、回収率を示し、「④回答者の状況」としまして、回答者の性別、年代別の人数とその構成比を新たに追加しました。

8ページ以降の「(2) 調査結果からみた現状(抜粋)」では、項目ごとに調査の設問内容を追加し、グラフの意図がなるべく分かるようにしました。また、記述も各グラフからみて取れる傾向に関することだけにとどめ、このグラフからは読み取れない性別や年代別の傾向などクロス集計からの傾向については削除しました。また、前回の素案では、設問項目ごとに今後の方向性を記載しておりましたが、19ページの「(3) 調査結果からみた課題」と同じ内容になりますので、今後の方向性につきましては削除しました。8ページ以降については、そのようなかたちで修正を行っております。

20ページと21ページの「3 ヒアリング調査結果からみた現状と課題」は、前回から

新たに追加した項目になっております。前回の審議会の終了後に、2回目の団体ヒアリングを実施し、第1回目のヒアリングの内容とあわせ、まとめて記述しています。各団体からのヒアリング内容を課題別に分け、本市の現状と課題ということで示しました。

23 ページからの「第4章 計画の策定方針と体系」では、本計画の中で取組むこととしている施策についてその体系図を作成しましたので、章のタイトルにも「体系」という表現にしました。24 ページの体系図では「人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現」に向けて取り組むべき各施策をかたちに表しました。各施策の内容につきましては、25 ページから順を追って記載しております。

25 ページからは「第5章 人権行政の推進」となります。26 ページでは、項目のタイトルを「2 総合的かつ効果的な推進体制など」から「2 推進体制の整備・強化」へ変更しました。また、前回の素案では「住民自治にもとづく新たな連携の構築」が推進体制の一つとしておりましたが、内容的にみますと、推進体制の整備より人権行政を推進していくための一つの方策であると考えられますので、27 ページに「3 市民との連携・協働」という項目を新たに起こし、その中に「(1)住民自治にもとづく連携の構築」と「(2) 団体・企業への支援」の2つに分け、行政としての市民団体の育成支援に努めることを記載しました。これにともない、26 ページの「2 推進体制の整備・強化」は「(1)実施主体の強化」「(2)行政に従事する者に対する研修など」「(3)国・府との連携」の3つとしました。なお、「(2)行政に従事する者に対する研修など」の下線部分は記載の前後を入れ替えただけで、新たに追加した文章、内容等はございません。

27 ページの「4 人権相談の充実・救済体制の整備」では、変更内容の説明の前に1点訂正をお願いします。下から2行目に「相談者の資質向上を図る」と記載しておりますが、正しくは「相談員の資質向上を図る」となります。変更内容につきましては、前回の審議会でのご意見や団体でのヒアリングの結果を踏まえ、今回新たに項目として追加しました。内容としましては、「(1)人権相談の充実」については、従来の面接や電話による相談ではなく、SNS の活用や多様な手法を取り入れることで誰もが気軽に相談できるよう利用促進を図ることと、相談員の資質向上を図るなど相談体制の充実について記載しました。「(2)救済体制の整備」については、人権救済に関しては、人権擁護委員制度の周知・活用にも努めるなど人権救済のための専門機関と連携を図りながら、具体的な解決の手立てに取り組むこととしました。「(3)施策への反映」については、相談窓口で受けた内容を収集、分析することで、その背景や要因となる課題が明らかになることから、それを今後の人権施策につなげていく必要性について記載しました。

29 ページからは「第6章 人権教育・啓発の推進」となります。30 ページの「3 人権教育・啓発の取組み」では、項目の順番の入れ替えを行い、(1)に「多様な取組みの展開」、(2)に「市民が主体となった人権教育・啓発活動」とし、取組みの方法を述べてからその後の展開へという流れにしました。

31 ページからは「第7章 人権課題への取組み」です。31 ページでは、章のタイトルを前回の「さまざまな人権課題の現状と課題、今後の方向性」から、「人権課題への取組み」に変更しました。そして、「1 同和問題」では、法律の名称を「部落差別解消法」で統一し、本市の現状として、差別落書き、差別発言があったことを追加で記載してお

ります。

32 ページの「2 子ども」では、文章の整理を行いまして、「いじめの背景や構造に目を向ける必要があります」という文章を、「(2) 今後の方向性」のほうで述べることとしました。また、ひきこもりやニートなど若者の自立支援を追加で記載しました。

34 ページの「3 女性」では、冒頭でわが国のジェンダー・ギャップ指数についての記載を行いました。それ以降の文章につきましては、時系列にしたがって並べ替えたもので、前回から内容の変更などはございません。下のほうの市民アンケートに関する文章も、挿入箇所を変更しただけです。また、「(2) 今後の方向性」では、日本の伝統文化から、女性を排除する動きがある中で、それに対する見直しや議論することの重要性について記載しました。

36 ページの「4 障がい者」については、特に大きな修正はなく、文言を追加したり、より分かりやすい文章となるような整理をしました。

38 ページの「5 高齢者」についても、特に大きな修正はなく、重複箇所の削除や文言を追加するなど、分かりやすい文章となるような整理にとどめました。また、39 ページの「(2) 今後の方向性」では、最後の3行の部分は前回では現状と課題のところに入っていました。今後のめざすべき社会のあり方が述べられていますので、今後の方向性のところに記載しました。

40 ページの「6 外国人市民」では、外国人も市民的権利を持っているという意味で、「外国人市民」という表記で統一しました。ただ、法務省が実施した調査では、名称が「外国人住民」となっておりませんでしたので、ここだけはそのまま「外国人住民調査」と記載しています。また、市民意識調査では、「外国籍市民」という言葉を使用しましたので、そこは「外国籍市民」というかたちで記載しております。41 ページの「(2) 今後の方向性」では、「外国人市民の声が市政に届くよう努める」という文章を追加で記載しました。また、前回の素案におきましては、今後の方向性で、「外国人を含むすべての市民の平等を保障する取組みを行う中心的な役割を果たす事務局機能を充実する」という文章があり、この事務局機能を担う主体はどこであるかというご意見をいただきましたが、担当課である市民協働課に確認しましたところ、国際交流協会を示しているということでした。これにつきましては、市民協働課と協議した結果、今後の方向性としましては、市と国際交流協会が車の両輪となって協力して外国人を含むすべての市民の平等を保障する取組みを行っていくことが重要であることから、(特活) とんだばやし国際交流協会との協力関係のもと取り組んでいく、という表現にしました。

42 ページの「7 インターネット」では、重複箇所の削除と、「大人も子どももインターネットの特性を知り、人権侵害や犯罪の被害者や加害者にもならないよう、安全で適切なインターネットの利用について学ぶ必要があります」という文章を、「(2) 今後の方向性」で述べることとしました。

43 ページの「8 性的マイノリティ」では、アウティングや性的指向、性自認の言葉の意味や説明文を追加しました。また、「性的指向及び性自認を理由とする差別や偏見をなくすとともに、当事者それぞれの思いに寄り添いながら課題解決に取り組んでいく必要があります」という文章は、44 ページの「(2) 今後の方向性」のところで述べており

ます。

45 ページの「9 さまざまな人権課題」では、前は「その他の人権課題」というタイトルでしたが、「さまざまな人権課題」というタイトルに変更しました。45 ページから 47 ページの「9-1 HIV感染者」「9-2 ハンセン病回復者」「9-3 犯罪被害者とその家族」は、特に大きな変更はございません。48 ページの「9-4 ホームレスの人」は、本市の啓発活動の取組みを追加で記載するなど、文章の整理を行いました。また、自立支援に向けた一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応の必要性については、「(2) 今後の方向性」のところで記載しました。49 ページの「9-5 その他の人権課題」は、前は「その他さまざまな人権課題」というタイトルでしたが、「その他の人権課題」というタイトルに変更しました。ここでは、人身取引、ユニークフェイス、アルビノについての説明文を追加することで、より分かりやすい文章となるような整理をしました。

50 ページの「第8章 計画の進行管理」では、文言を大きく変更しております。前は「1 事業・施策の評価」「2 人権行政推進にかかる評価」の2つに分けていましたが、「1 進行管理」としてまとめました。内容としては、人権行政に対する行政内部の認識状況の把握に努めることと、施策を人権の視点からとらえて目標設定し、経年比較して進行管理をしていくことを記述しました。また、その際には、PDCA サイクルによって絶えず事業を見直し、改善等を行い、効率的・効果的な施策の実施に努めることも指摘しました。そのうえで、「2 評価結果の公表」ということで、これらの進行管理につきまして、毎年、まちづくり審議会や広く市民に公開することについて記載しました。なお、本計画の進捗状況を測る指標をここで具体的に設定して進捗管理を行うことも検討しましたが、この基本計画は市の施策の今後の方向性を示すものであり、この基本計画にもとづく実施計画のほうで課題に対してどういった事業に取り組むかが明確になりますので、実施計画を策定する際に再度、検討させていただきたいと考えております。

以上で、説明とさせていただきます。

中島会長：ありがとうございました。ただ今、事務局から、前回からの主な修正点等をご報告いただきました。今回も前回の審議会と同様、いくつかに分けて順次審議していきたいと思っております。お手元の素案の目次をご覧ください。

1つ目、2 ページからの「第1章 計画策定にあたって」と「第2章 人権を取り巻く情勢」については、修正を加えたなどということです。

2つ目、6 ページからの「第3章 本市における人権に関する現状と課題」と 23 ページからの「第4章 計画の策定方針と体系」については、主に市民意識調査の結果の記述内容を分かりやすいように体裁を整えたことと、各団体のヒアリングの結果を新たに掲載したこと、体系図の内容を変更したということです。

3つ目、25 ページからの「第5章 人権行政の推進」と 29 ページからの「第6章 人権教育・啓発の推進」については、「市民との連携・協働」と「人権相談の充実・救急体制の整備」の2つの項目を新たに起こしたということです。

4つ目、31 ページからの「第7章 人権課題への取組み」については、各項目の課題

についてのご意見をお願いいたします。

5つ目、50ページの「第8章 計画の進行管理」については、前回のご意見を踏まえて、計画の進行管理として、PDCAサイクルを用いて効果を図り施策を絶えず見直していくということです。

6つ目、目次にはありませんが、全体を通してのご意見をお願いいたします。

それでは、1つ目の「第1章 計画策定にあたって」と「第2章 人権を取り巻く情勢」について、ご意見をお願いいたします。

ご意見がないようですので、後ほどご意見があるようでしたらその時にお願いいたします。

2つ目の「第3章 本市における人権に関する現状と課題」と「第4章 計画の策定方針と体系」（6ページ～24ページ）についてご意見をお願いいたします。

金委員： 20ページからのヒアリング調査結果の記載の部分について、私がヒアリングの時に話した外国人市民については行も多いので、もう少し文言を精査できるかなと思います。これについては事務局の方とやりとりをさせていただきたいと思います。

それから、現状と課題ということなので、たとえば富田林市身体障害者福祉協会では毎年多くの人退会し新規の人の入会がほとんどないということが記載されていますが、こういう記載が計画の中にあっただろうかというのかどうかと疑問を持ちますので、ご意見をお聞きしたいと思います。

22ページの「4 前基本計画の総括」は、文章を入れ替えたほうが分かりやすいのではないかと思います。1段落目に自治体行政は人権行政であるということがあり、2段落目にそれを推進するために人権の概念に対して共通認識がなかったということで、推進体制として富田林市人権行政推進会議を設定し、各課に人権教育・啓発推進員を置いたけれども、それがうまく機能していなかったという2点が総括としてありますので、その次に、下から10行の段落を持ってきたほうが良いと思います。つまり、行政としての体制と意識の問題を並べて書いてから、一般市民のアンケート調査から分かる意識状態がこういう段階であるというふうにしたほうが、総括としては分かりやすいのではないかと思います。

中島会長： ヒアリング調査結果については、対象団体ごとに具体的なご意見があるかと思うしますので、本日の審議会以降に個別に提案して整理していただきたいということです。現状と課題については、たとえば「高齢者」では具体的なことを3つ書いているように、他の団体からも具体的なご意見があれば計画に盛り込んでいくのがよいのかどうかということです。

前基本計画の総括については、文章の順番を組み替えてもう少し分かりやすくしたほうがよいのではないかと思います。

事務局、いかがでしょうか。

事務局： ヒアリング調査結果については、ヒアリングした内容を今回初めて提示し、確認とい

う意味でしたので、文言等については個別に調整させていただきたいと思っております。中身につきましても、各団体から意見をおうかがいして団体の状況を記載していますが、計画の中で記載するのはどうかなという部分もありますので、整理していきたいと思っております。

前基本計画の総括については、改めて調整させていただきたいと思っております。

中島会長：金委員、ただ今の回答でよろしいでしょうか。

金委員：はい、結構です。

中島会長：他にご意見はございませんか。

山口委員：20ページの「②こども」のところで、「子どもの問題については学校教師の人権意識が非常に重要である」は、「学校教師」だけではないので、「教職員」としたほうが良いと思っております。

21ページの「⑦性的マイノリティ」のところで、「電話相談は全国からかかってくる。相談内容は医療や性的指向に関する事など多様で、関係機関へ繋ぐこともある」は、「深刻で複雑になっており、関係機関へ繋ぐこともある」とし、深刻で複雑になっているから関係機関へ繋ぐ必要があるということを入れていただけたらと思っております。

中島会長：「②こども」については、学校教師を教職員に変えるべきだというご意見は同感です。「⑦性的マイノリティ」については、「多様で」という表現よりも「深刻で複雑になっている」という表現に変えたほうが良いのではないかとご意見です。

山口委員：「⑦性的マイノリティ」は、「多様でかつ深刻で複雑になっている」ということです。

中島会長：「多様でかつ深刻で複雑になっている」という表現にしてはどうかというご意見です。

伊東委員：1つ目は、16ページの「人権から連想する言葉として、「平等」「自由」が多く、その一方で「差別」と回答する人が4割います」という文章について、「その一方で」という使い方が気になります。たとえば、18ページの人権について、「非常に大切なことだと認識している」という人が5割いる一方、「あまり意識したことがない」という人が4割弱います。は対になっていることがよく分かりますが、16ページは対になっているのが分かりにくいような気がします。どう修正すればいいのかはちょっと言いにくいのですが、言わんとしていることは分かるんです。権利が前者で、権利侵害が後者というのはよく考えたら分かりますが、しっくりこないのです。ご検討いただけたらと思っております。

2つ目は、20ページ以降にヒアリング調査の概要等が記載されていますが、ヒアリングが少し不十分ではないかという気がしております。というのは、人権に関する市民意識調査結果報告書が上がってきていると思っておりますが、その中で、急いで対応すべき人権

問題として、子どもの人権、高齢者の問題、障がい者、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、インターネットによる人権侵害というのが非常に市民の関心が高いという結果が出ていました。一方で、同和問題はそれらに比べると1けた台でかなり少ないわけです。ところが、このヒアリング調査結果をみると、子どもに関する記述はボリュームが少ないですし、インターネットは同和問題の中で少し触れられていますが少ないです。ハラスメント関係も少ないような気がします。ヒアリングの対象を追加するなど各問題に関わっている方々、たとえば子ども関係ですと、SSW の話を聞くとか、学校関係者の話を聞くとか、そういったことも必要なのではないかと思います。事務局のお考えを教えてくださいと思います。

3つ目は、23 ページの計画の策定方針と体系について、先ほど金委員が 22 ページの前基本計画の総括について触れられていましたが、その総括を受けて 23 ページ以降の計画をどう推進していくのかという話につながっていくわけですが、基本計画として策定されたあとにこの計画を実行していくための体制としてこれで大丈夫なのかなどと思います。第5章の内容にも関わってきますので、また第5章でも触れたいと思いますが、人権行政推進会議というのがきっちり機能していなかったとか、人権教育・啓発推進員の制度も十分でなかったというような前基本計画の総括を受けて、第5章以降でこれをもっと強化しますという話にはなっていますが、そんな言葉尻だけで本当に大丈夫なのかという不安を持っています。

中島会長：1つ目は、「その一方で」の使い方を事務局で検討してほしいというご意見です。2つ目は、市民意識調査の結果では、子どもやインターネットについての関心が非常に高かったということで、それらに関わるヒアリングを別の団体等に実施してはどうかというご意見です。3つ目は、第5章にも関わりますので後ほどお答えいただいても結構ですが、1つ目と2つ目についてはいかがでしょうか。

事務局：16 ページの「その一方で」を使いました意図は、伊東委員が言われたように、「自由」「平等」に対比する意味合いとして「差別」が上がっておりましたので、「その一方で」という言葉を使用したところでした。しっかりこない感じもしますので、表現を検討したいと思います。

20 ページの団体へのヒアリングについては、市民意識調査の結果では子どもや高齢者や障がい者に対して急いで取り組むべきだという回答がある中で、若干ボリューム的なことで齟齬がみられますので、市民の方が急いで対応すべきと考えておられる人権課題に関して、関係機関や団体等、関わっておられるところを含めて、あらためてヒアリングや意見をおうかがいし、反映させていきたいと考えております。

中島会長：1つ目と2つ目のご意見については事務局でご検討いただけるということです。3つ目のご意見につきましては第5章にも関わりますが、ここで事務局から何かお話しただけであればお願いいたします。



事務局： 第5章でお答えさせていただきます。

中島会長： 第3章と第4章について、他にご意見はございませんか。

それでは、3つ目の「第5章 人権行政の推進」と「第6章 人権教育・啓発の推進」(25ページ～30ページ)についてご意見をお願いいたします。

伊東委員： 1つ目は、26ページ「2 推進体制の整備・強化」の「(1) 実施主体の強化」の最後の行が「さらに、」で終わっていますが、これは単なる消し忘れでしょうか。

中島会長： 「さらに、」の次は何がくるのでしょうか。

事務局： 消し忘れです。

中島会長： とりあえず「さらに、」は消しておいてください。本日の審議会以後にご検討される内容等がありましたら、追加していただくということでお願いいたします。

伊東委員、ご意見を続けてください。

伊東委員： 第4章のところでも触れたのですが、人権行政推進会議や人権教育・啓発推進員の制度がきちり機能しなかったから、次の計画では、さらなる機能強化とか、効果的な活用に取り組みますとか、いろいろ書いているわけですが、本当にそれで大丈夫なのか。漠然とした表現になってしまって申し訳ないですが、もう少し踏み込めないのか。これは本当にきちりやらなければいけないと思うんですね。庁舎内でもいろいろ人権侵害の問題というのは出ていると聞いておりますし、人事課が行ったアンケート等でもそういった数字は出てきていると思います。率先垂範する立場である市なり、行政機関なりが徹底してやっついていかないといけない。そういう中で、前計画の焼き直しみたいな感じで大丈夫なのかなとちょっと不安です。もう少し何とかならないでしょうか。

中島会長： 26ページの「(1)実施主体の強化」の内容に関わることですが、庁内横断的な組織である「富田林市人権行政推進会議」、あるいはすべての部署に配置している「人権教育・啓発推進員」が果たして機能しているのか、もう少し機能するような方策がとれないかというご意見です。これについてはいかがでしょうか。

事務局： 富田林市人権行政推進会議と人権教育・啓発推進員の役割等につきましては、総括で示しましたように、これまで会議の活性化もできていませんでしたし、人権教育・啓発推進員についても職場研修ができなかったという状況があります。今回の計画ではそれを踏まえてさらに充実していくということで記載しておりますので、これまでとは違った工夫の仕方でさらに充実していけるように推進していこうと考えております。

伊東委員： それが具体的にどういう表現になっていますか。

事務局： 具体的な表現では書いておりません。方策につきましてはこの計画策定以後に実施計画を作ることになります。その中で総合的にどういったことができるのかをまた考えていきたいと思っておりますが、今考えている段階での案としては、人権教育・啓発推進員に対しては職員の研修の回数を増やすとか、また人権教育・啓発推進員をサポートするカタチで人権行政推進会議と絡めるとか、そういったカタチで会議と推進員とをリンクさせていけるようなカタチでできたらと考えております。それを具体的にどう結び付けていけるかというところまではまだ像が描けてないですが、そういったカタチで強化を図っていきたいと考えております。

伊東委員：実務レベルとして実施計画で定めるのは結構ですが、基本計画の段階である程度書ける部分というのは書いておかないとチェックできないじゃないですか。我々が関与できる範囲でしっかりと基本計画の中に盛り込んでいかないといけないと思うんですね。実施計画任せというのは、私は無責任だと思います。方法の一つとして、研修の回数を増やすとか、会議と推進員をリンクさせるというのは、どれだけ効果があるかは別として、案としては理解できますけれども、実効性がどこまであるのかというと、疑問です。今の状態でどうして機能していないのかといえば、それは研修の回数とかの問題ではなくて、今ある業務で精いっぱいなかなか人権のところまで意識が向かないとか、職員の中で人権に対する意識が浸透しにくい状況というのがあると思うんです。それを根本的に解決する方法を考える、あるいはその方法を計画の中に盛り込んでおかないと、この問題は解決しないと思います。その辺を事務局はどうお考えですか。

中島会長：ただ今のご意見は、次年度以降に策定される予定の実施計画との関係ですよね。基本計画でどこまで表現して、それを実施計画にどう盛り込むかという辺りのご質問だと思いますが、事務局はいかがでしょうか。

事務局： 具体的な部分については書けるところは書いていきたいとは思いますが、職員の意識を変えていくのはなかなか難しく、また職員が業務で多忙な中で人権意識まで回らないという現状があります。業務の改善といったところまでは難しいと思いますので、人権政策課で何ができるかを考えていきながら工夫をしていこうと思っております。

伊東委員：人権政策課だけで解決できる問題とそうでない問題があって、そうでない部分のほうは私は大きいと思います。政策推進課になるのか人事課になるのか分からないですが、市役所としてこういう方向でいくんだということを、きちんと基本計画に書いてほしいんです。PDCA サイクルを回すとかいろいろ書いていますけれども、基本計画通りには実現できませんでしたでは意味がないので、時間をかけてきちんと調整することを要望しておきます。

田村委員：26 ページの推進体制は行政全体が中核としてあるわけですが、市役所の仕事はすべて

人権行政と重なる部分があって、忙しいとか忙しくないという問題ではなくて、職員の人権に対する意識の水準が上がった分だけしか人権行政というのは前に進まないのです。そこら辺が十分にできていないという状況の中、これは富田林市のケースではないですが、対応の仕方も含めて何回も失敗しているわけです。たとえば、瀬戸内寂聴さんが HIV の取組みに非常に関心を持って取組みはじめた大きな要因についての対談で聞いた話ですが、石田さんという関西で唯一名前と顔を出して HIV の関係の裁判を起こした方の HIV の友人が非常に厳しい状況になり、救急車を要請したら乗車を拒否されたというケースが京都市であり、そのことに対する怒りと HIV に対する偏見の話がありました。もう論外ですね。富田林市のこの推進の関係にしても、当初は各課の気づき・取り組みチェックシートについて、消防なんて全然チェックがついていない状況がありましたし、政策推進にあたる部分なんて全部にチェックがついてもおかしくないのにほとんどついていないというような状況は論外だと思います。人権推進のほうはしっかり頑張っているんだろうけれども、それを全庁のものにしていくということは非常に大切なことです。そこを明確にきちんと位置づけて市の方針として決めることが大切だと思います。

もう一つは、部落問題の当事者としての発言ということでお許しいただきたいのですが、たとえば部落問題の解決に向けた基本的な計画という論議の時に、富田林市にはあるのかなと思っています。総論としての人権の一部として部落問題も含んでいるということについてはそれでいいのですが、たとえば女性の関係ではウィズプランが、障がい者の関係では障がい者計画があります。でも、部落問題に関わる基本的な計画はないですし、子どもの関係もないと思います。やはり基本的な計画を持たなければならないと思います。それをどこで位置づけるかという、今のこのページの論議の中で位置づけるべきだと思います。そういう意味で、ここで論議してもいいのですが、同和行政協議会に諮問をするという方向があるのではないかと。外国人市民の問題も含めて、これは国も含めて大きな課題ですけれども、基本的な計画を持つべきであると思っています。

それから、子どもの関係等についてはすばらしいボリュームのある子どもの生活に関する調査を大阪府下で実施しました。富田林市でも富田林市のデータが出るような調査を実施し、まとめがきちんと出ています。たとえば、ひとり親家庭では非常に早い段階から将来への希望や展望を失って努力するような状況にないとか、相対的貧困率の問題とか、かなり大阪府のデータと富田林市のデータが重なるような部分があります。そこら辺がこの計画の中に十分生かされているかどうかといえ、やはり生かされていないような気がするわけです。そういう意味では、子どもの施策に関わる総合的な審議会みたいな部分が必要なのではないかと考えています。大阪府では同じ時期に実施したこの調査を受けて、110 ぐらいの大阪府が抱えていると言われている子どもの施策に関わる部分について手を入れ、実施年度を 2018 年ということでスタートしています。

大きく変わったかどうかという論議等については、いろいろ評価はあるとは思いますが、この 2 つと外国人市民に関わる部分等についての基本計画や各論として審議をできるような場があるのではないかと考えています。女性と障がい者の部分は論議をする場もあり、ここでの論議も包括的にあるということですから、この 3 つの分野についての整理をしていただきたいと思います。

中島会長：事務局の回答をいただく前に田村委員から非常に貴重なご意見をいただきました。最後のほうで、各論を審議するための場があるのではないかというご意見は非常に印象に残っております。事務局、いかがでしょうか。

事務局：各論を審議する場が必要というご意見は、確かに必要かなと感じております。

中島会長：伊東委員と田村委員のご意見に共通することですが、基本計画がしっかりしていないと実施計画にも移せないと思います。ボリュームだけの問題ではなく、内容的にももう少し深まりをつける必要があると私も感じています。

田村委員：私の手元にある大阪府のペーパーは、実態調査を受けて、「子どもの生活に関する実態調査を踏まえた子どもの貧困対策に関する具体的取組みについて」というような部分をまとめたダイジェスト版で、非常に分かりやすく集約的なことがA3の裏表に書かれています。私が欠席していた前回の会議で、今の子ども現状についてていねいな説明があったのかもしれませんが、調査というのは現状を把握することが目的ではなく、現状を把握して課題がどこにあるかを明らかにして、その課題解決に向けた取組みをするというようなことにつながっていかねばいけないわけです。しかし、多くの人権の課題を抱えているこの機関で、今の会議の開催回数では、今日は子どもに関することだけをやります、今日は部落問題に関することだけをやりますというなかたちにはなかなかないだろうと思います。

そうすると、せっかく前代未聞の調査に着手しても、現状はこうであり、ひとり親家庭にもものすごく貧困が集中し、子どもたちが早い段階から将来への希望をあきらめて努力しないような状況になり、学力も低下し、主要な生産関係に組み込まれることなく不安定な状況のまま社会人になっていくという負の連鎖を何とか断ち切らなくてはならないということを書くことで終わってしまう。断ち切るためにどういう取組みが必要かというところにまでいかないといけないと思います。確かに、そのうちの一部として、たとえば学習支援の問題や子ども食堂の問題、ここにはほとんど書いていませんが、中学校給食や小学校給食の持つ意味とか、食の問題とか、富田林市がまとめた冊子の中にも大阪府がまとめた冊子の中にもあるんですけども、そういう現状や課題を共通認識としてさらに論議を深めるということが必要なのに、その情報が提供されているのかどうか、非常に不安に思っています。

中島会長：田村委員のご意見の中にありました情報提供は、前回の会議では特になかったですね。

事務局：個別課題がたくさんある中で、1つの課題について詳しく述べる機会はなかったと思います。

中島会長：審議会の開催回数や時間の問題等もありますが、可能な範囲でただ今のご意見を尊重

できる方向にもっていきたいと思います。

それから、次年度以降の実施計画では具体的な内容を相当盛り込まなければならないわけですが、実施計画に基づくための基本計画ですから、そのための作業は今から始めていると理解していいですね。

事務局： 実施計画を作りますので、実施計画を見据えた計画にしているつもりです。

金委員： 外国人市民については、富田林市多文化共生推進指針が定められています。10年が経って今度新しく見直されるようですけども、やはり10年経ったから見直すということにプラスして、3年、5年でどこまでやるか、何をするかという具体的な話をする機会がないと、10年前からどこが進んだのか、何が変わったのかということが見えてこないと思います。それは外国人市民の課題だけではなく、同和問題や子どもの問題に関しても、大まかな計画が定められたら、その次に3年、5年というきちんと話をする場を設けていくということを明記してもらえたら、だいぶ変わるかなと思います。

中島会長： 3年、5年ごとの見直しというのは、今審議している基本計画にも関わる話ですね。

金委員： そうです。3年の実施計画に基づく各年の事業と報告も出されていますが、そこにある取組事業名と事業評価が10年後もあまり変化なく、どういう問題意識で何が変わったのかが見えてこなかったという意見が出ていたと思います。担当者だけで行うのではなく、議論する場を設けるべきだと思います。

中島会長： ただ今のご意見は、第8章の計画の進行管理にも関わるご意見と理解していいでしょうか。

他にご意見はございませんか。

山口委員： 人権政策課が元締めだとしても実施計画の中にそれぞれの課題に関して担当課を具体的に出すんですか。たとえば、子どもの問題であれば、子育て支援課と教育委員会に基本的には対応してもらおうとか、全体的には他の課も関わってくるとは思いますが、中心となって動いていく担当課は実施計画の中で示されるのですか。

事務局： 計画自体を人権政策課が作っていますので、人権政策課が主体となって取り組んでいくのは間違いのないことです。実施計画につきましても、1つの課題に対していろんな課が関わってきますので、全庁的に投げかけて、それに対して不足な部分があれば人権政策課から働きかけをして、担当課のほうで事業や課題としてあげてもらおうようにしています。

山口委員： 27ページの「4 人権相談の充実・救済体制の整備」は重要なことで、(1)の「人権相

談の充実」の中に「SNS の活用など」がありますが、行政では、人権関係の相談をメールやチャットなどで行っていますか。チャイルドラインという子ども電話の中では、電話だけではなく、チャットのほうにだんだん移行していて、子どもとのメールが具体的にあります。また、にじいろホットラインでも、電話だけではなくメールでの相談もあります。そういうことを担当しているところがあるのかどうか分かりませんが、利用促進ということで紹介してもらえたらいいですし、相談員の資質向上への協力などもあるのででしょうか。

中島会長：人権相談の手法として、SNS の活用は行っておられますか。

事務局： 現段階では行っているところはないと思います。ヒアリングの際に、人権相談では多様なツールが必要になってきているという話を踏まえ、今後は電話や面談以外にもそういったツールを取り入れていかなければならないという意味で、今後の活用ということで記載しております。

中島会長：他市の状況はいかがですか。

事務局： LINE を使って行政課題を解決している市があるということは聞いたことがあります。人権相談もそういったツールを使ってできるかなと思っております。

中島会長：情報収集をもう少ししていただいたら、何かの参考になると思いますので、よろしくお願いいたします。

他にご意見はございませんか。

松本副会長：伊東委員と田村委員のご意見はその通りだと思います。自治体行政が人権行政であるとはっきり表明して取り組んでいくのであれば、役所が一体となって進めて行かなくてはならないのは当然のことだと思います。この時、調整・推進部局の人権政策課には強い権限が必要です。当審議会の議論も、この点について特に関心が深いことを認識していただいて、庁内での論議を深めていただきたいと思います。

伊東委員：結局、富田林市人権行政推進会議の位置づけがどこにあるのかという部分だと思います。極端な話、市長直轄にしてしまうとか、どこに位置づけるかをはっきりと書いたらいいと思います。

中島会長：審議会を何回行っても、思いが伝わらなければ意味がありません。今年度の最終の審議会では市長に対する答申を出すわけですが、単に答申を出すだけではなく、前に進めることを強く要望していることを、市長をはじめ、関係者の皆さん方にお伝えしていきたいという思いですので、よろしくお願いいたします。

他にご意見はございませんか。

「第7章 人権課題への取組み」(31 ページ～49 ページ)についてはいかがでしょうか。

「第8章 計画の進行管理」(50 ページ)についてはいかがでしょうか。

それでは、全体を通してのご意見をお願いいたします。

山口委員：高齢者の部分に関わってくるかもしれないですが、認知症など自分でなかなか判断できないような人に対する法的な救済として、後見制度があります。後見制度は、基本的には裁判所から依頼されて、司法書士や弁護士、社会福祉士といった人たちが後見人になるわけですが、大阪府では市民後見人をつくっていて、富田林市でも登録者が何名かおり、他の市町村ではやっていない市民後見人がいるわけです。後見制度そのものに対するいろんな予断や偏見があるとは思いますが、基本的には自分ではなかなか判断がつかない人の人権とか、その人が安全を守られて尊重されて地域で生きていくのをサポートしていきましょうというのが原則であり、そういうことはトータルに人権と関わってくることでありますから、後見制度の紹介も必要ではないかと思えます。

中島会長：後見制度についてのご提案がございましたが、いかがですか。

事務局： 高齢者の認知症が増えている中で、そういった後見制度の重要性が高まっていると思いますので、記述を加えていきたいと考えております。

中島会長：全体を通して他にご意見はございませんか。

松本副会長：第7章は人権課題への取組みですが、同和問題、障がい者問題、外国人市民の問題、女性の人権問題、子どもの人権問題など、それぞれの課題を解決してゆくためには、庁内の全ての部局が関わって総合的に進めて行く必要があります。施策・対策と教育・啓発との一体的推進が不可欠で、各課として取り組むべき課題や方向性を明らかにしながら、全庁的に取り組んでいくためには、問題ごとの総合的な計画や方針の策定がぜひとも必要です。先ほど田村委員もおっしゃいましたが、総合的な計画や施策がない課題があるならば、早急に策定する必要があると思います。したがって、人権課題への取組みの部分に、各問題の総合的な計画や方針の策定を課題として書き加えるというのはいかがでしょうか。

各課題については、共通している部分もあれば、個別で対応していかなければならない部分もありますから、それらを全て明らかにしておくことが大切です。ですから、個別の課題についての総合計画のようなものが必要だということを、将来の担保として確認しておくべきだと思います。

中島会長：ただ今のご提案の趣旨について、事務局はいかがですか。

事務局： 個別課題の全体に関わることとして記述していきたいと思っております。

中島会長： よろしくお願いいいたします。他にご意見はございませんか。

本日は、各項目でさまざまなご提案をいただきました。事務局には各委員のご意見を踏まえまして、再度調整していただきますようよろしくお願いいいたします。

次回の審議会が最終になるかと思いますので、委員のみなさま方で、本日のご意見・ご提案以外で何かございましたら、事務局までご連絡をお願いいいたします。

本日の案件は以上でございます。事務局から今後の進め方や日程等についてご説明をお願いいいたします。

事務局： 本日は、たいへん貴重なご意見を多数いただきましてどうもありがとうございました。かなり厳しいご意見もいただきましたが、内容を精査しまして、最終の素案を作成していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。次回は答申ということになりますので、最終の審議になると思います。追加のご意見がございましたら、11月2日頃までにお願いいいたします。

今後のスケジュールについては、資料でお配りしておりますように、11月に庁内会議「人権行政推進会議」にかけて各課から意見聴取をしていきたいと思っております。庁内会議はこれまで2回行ってありますが、方針が変わるような意見は出ておりませんので、人権行政推進会議の中から出てきた意見の調整につきましては、会長と副会長のご意見を聞きながら、事務局と最終調整をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

中島会長： 今後のスケジュールの中に、12月に審議会委員へ最終素案を送付とありますが、いつ頃と考えるといいですか。

事務局： 12月中ということですが、できるだけ早い段階を考えております。

中島会長： 庁内会議での意見、その他調整が必要となった場合は、会長と副会長で調整させていただくということでご了解をいただけますでしょうか。

(全員異議なし)

中島会長： ありがとうございます。その結果につきましては、委員のみなさまにもご報告をさせていただきますし、12月には最終素案がみなさまのお手元に届くというようにご理解いただきたいと思います。

事務局： ありがとうございます。できるだけ12月の早い段階でみなさまにお示しできるようにさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

その後のスケジュールとしましては、12月末に市議会に素案の内容の説明をしたうえで、来年1月にパブリックコメントを実施し、市民の方から広くご意見を募集したいと考えております。このパブリックコメントで寄せられた意見に対する回答につきましては



も、内容を見ながら、会長と副会長と調整をしながら進めたいと思っております。意見があった場合の回答につきましては、委員のみなさまにもご報告をさせていただきますので、その際にご確認をよろしくお願いいたします。また、パブリックコメントへの対応につきましては、素案の内容に大きく変更があるようでしたら、変更点の内容につきましても、委員のみなさまにご報告し、お示しさせていただきましたうえで、最終答申というかたちとしますので、よろしくお願いいたします。

この予定で進みますと、2月の最終の第4回審議会におきまして、市長に答申するという段取りになっております。最終の審議会の日程としましては、2月15日、もしくは22日を考えておりますが、調整がつき次第ご連絡させていただきます。

以上が今後のスケジュールとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

中島会長：ただ今事務局からご説明がありましたように、次回の審議会が最終ということで2月に実施される予定です。その間に庁内会議や議会での説明などがありますので、今後の調整につきましては、会長と副会長でさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、繰り返しになりますが、その対応の結果につきましても、委員のみなさまにも随時ご報告させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終わらせていただきます。長時間、ありがとうございました。